

令和 6 (2024) 年度
総合型選抜 (人間健康科学部 福祉学科) 試験問題

小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないで下さい。
- 2 解答はすべて解答用紙に記入して下さい。
- 3 解答には鉛筆かシャープペンシルを使用して下さい。
- 4 問題は全部で6ページあります。
- 5 試験時間は90分です。
- 6 試験終了後、問題冊子も回収します。
- 7 何か伝えたいことがあるときは挙手して下さい。

第1問

次の文章を読んで、続く設問に答えなさい。

・・・児童虐待は、本来ならば率先して子どもを保護すべき者による加害行為である。保護者は子育てのさなかに、なぜかその子を虐待してしまい、虐待を繰り返しつつ日々の養育にたいへんな労力を費やす。他方子どもは、虐待環境から逃れたいと切に願いながら、同時にその保護者から見捨てられることを恐れ、あくまでも保護者に依存して生きていこうとする。だから児童虐待は、保護者にとっても、また子どもにとっても大いなる矛盾であり、必然的に激しい葛藤を引き起こさざるを得ない。

・・・(中略)

児童虐待を解決していくうえで、私たちの社会は有効な手だてを持ち得ているだろうか。また仮に持ち得ていないとしたら、あるいはそれが不十分だとしたら、私たちはどうすればいいのだろうか。

この問いかげにかかわって、あらかじめ一つだけ述べておくとすれば、児童虐待の問題は、単に関係者、関係機関、あるいは専門家等に任せるだけでは決して解決するものではないということだ。児童虐待を生み出したのがわが国の社会だとしたら、それを克服するにも社会全体で取り組む、つまり私たち一人ひとりがこの問題と真剣に向きあい、考える必要があるのではないか、と私は思う。

・・・(中略)

・・・主たる虐待者のうち六割以上を占めているのは実母である。ただし、虐待するのはどこの世界でも母親が多いかという点、必ずしもそうではない。たとえば、わが国と同じように児童虐待件数が急増している韓国では、逆に父親が最も多く、全体の六割を超えているという。児童虐待は、おそらくはその国の文化や風土と密接に関連し、それらを反映するのであろう。

では、わが国におけるこの数値をどう考えればいいのか。

児童虐待とは直接関係しないものの、二〇〇六年六月、注目される調査結果が発表された。国立社会保障・人口問題研究所が、二〇〇三年に全国一万四〇〇〇世帯の既婚女性を対象に行った全国家庭動向調査がそれである。七七七一人が回答したこの調査では、「妻がフルタイムで働いていても夫の二割はまったく家事をしていない」「一歳未満の子どもがいる家庭で、育児のほとんどを妻任せにしている夫が八割を超える」「育児や教育について主に決定するのが妻という家庭は五〇・五%なのに対し、夫が決定する家庭は三・四%」「二〇歳代の妻の夫の二一・六%、三〇歳代の妻の夫の二五%が午後一〇時以降に帰宅しており、いず

れも五年前の前回調査より五ポイント近く増加」といった結果が示されたのだが、これを素直に受け止めるなら、父親は育児に参加するどころか、子どもと接する時間そのものが限られているといえよう。これでは父親は、虐待してしまいそうな場面に遭遇する機会すらないのであり、その分、子育てを一身に任されている母親が主たる虐待者とならざるを得まい。

・・・(中略)

「それにしても、自分の子どもを虐待するなんて信じられない」

「いったい、どうして子どもの虐待は起こるのでしょうか」

児童虐待の通告件数がうなぎのぼりに急増し、深刻な虐待事件が報道されて社会問題になってくると、素朴な疑問として、可愛いはずの子ども、ましてわが子を虐待する理由がわからないという声が生まれてくる。これに対してはさまざまな答えが用意されているが、よく言われるのは、「児童虐待は家族の構造的問題である」ということだ。厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」は、次のように述べている。

〈子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である。したがって、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは、改善が望みにくいということを常に意識しておかなければならない。放置すれば循環的に事態が悪化・^{こうちやく}膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要との認識が必要である。〉

ではどのような構造、要因が児童虐待を生じさせるのであろうか。「子ども虐待対応の手引き」は、二一世紀初頭における母子保健の国民運動計画「「健やか親子 21」検討会報告書」(二〇〇〇年十一月) から、以下の部分を抜粋して説明している。

〈児童虐待の研究から、虐待では、(1)多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、(2)生活にストレス(経済不安や夫婦不和や育児負担など)が積み重なって危機的状況にあること、(3)社会的に孤立し、援助者がいないこと、(4)親にとって意に沿わない子(望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など)であること、の四つの要素が揃っていることが指摘されている。〉

ここで指摘されている四つの要素は、児童虐待の要因としてかなり妥当性が高い、と私自身は考えている。

・・・(中略)

・・わが国の社会で各々の家族が地域から切り離されてしまう状況が進行している。加えて懲戒権が存在し、体罰を容認する風潮も根強く残っているため、しつけと虐待の区別がつきにくい。とすれば、「虐待は禁止されている」「虐待はどこでも起こる」「必ず通報を」などといわれれば、保護者の中には、自分の子育てに自信が持たなくなって悩んだり迷ったりする人も生まれてこよう。特に日頃から気軽に話したり相談できる人がいない場合、通報をおそれて不安を高め、ますます孤立することだって生じ得る。杞憂きゆうかもしれないが、下手をすればかえって虐待を誘発しかねない、と一抹いちまつの不安が生じてしまうのだ。

しかし考えてみれば、子どもを産み育てるということは、親にとって本来最も大きな喜びなのであり、子どもを育てることで親も成長し、生きがいを感じ、生活にも張りが出てくるというものであろう。ところが現在の社会では、そんな当たり前のことが忘れられ、子育てはたいへん、子育てはストレス、子育ては負担、子育てに束縛される、といった言説があふれ、現実もまたそれに近い実態があるような気がしてならない。たとえば次のような例。

「虐待してしまうんです」

少し緊張した声で、こんな電話がかかってきた。

「もともと落ち着きがない子なんです。それで、どうしてもつらく当たってしまいます。気がついたら蹴ったり叩いたりして、近所の人も怒鳴り声を聞いてますから、虐待していると思われるはずです」

「お母さん、さぞかしたいへんだと思います。そんな状況の中で、よく電話をしてきてくれましたね。勇気がいったんじゃないですか」

こうした場合、まずは電話してきたことをねぎらい、しっかり耳を傾けるようにしなければならぬ。すると母は、促されるようにして訴える。

「自分が抑えられないんです。それに、怒っている自分がいやになります」

聞けば父親も単身赴任で、帰宅するのはよくて月に一回程度。何とか親しくなった隣人もつい最近引越してしまっただけで孤立感が深まるのだという。

「子どもを叩いているなんて、実家にも話せませんし……」

じっくり話すことができたからなのか、最初は匿名での相談だったものが、最後は児童相談所の援助を受け入れる気持ちになってくれ、直接会っての面接も実現し、援助活動は何とか軌道に乗ったのだが、こうした例は珍しいことではない。

だから、児童虐待の問題がクローズアップされている今こそ、子育ての喜びを語り、「子育てをすることによって、自分の人生も豊かになりますよ」といったメッセージを発信し、子育てをしっかりと応援することが、虐待防止のキャンペーンと同様に、あるいはそれ以上に重要ではないかと思うのである。

出典：川崎二三彦（2006）『児童虐待－現場からの提言』、岩波書店

【注1】

「児童虐待」とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第二条において、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう、と規定されている。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【注2】

ここでいう「防止」についての考え方とは、児童相談所等への虐待相談・通告にいたることを防ぐという意味として捉えること。

設問

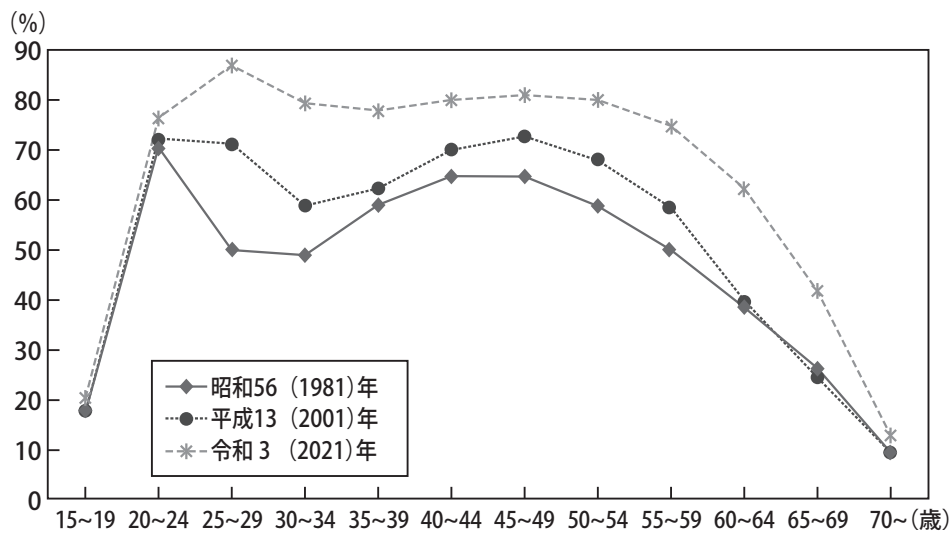
筆者の主張を踏まえ、母親による虐待の減少につなげるために、地域でできる児童虐待の防止にむけた具体的な取り組みについて、あなたの考えを600字以内で論じなさい。

第2問

設問1 図表2-1は、日本女性の生産年齢人口に対する労働力人口の割合を示す「労働率」を、5歳ごとの年齢階級別のグラフである。

図表2-1から読み取れることについて考察しなさい。(150字以内)

図表2-1 女性の年齢階級別労働力率（Mカーブ）の推移（昭和56（1981）年、平成13（2001）年、令和3（2021）年）



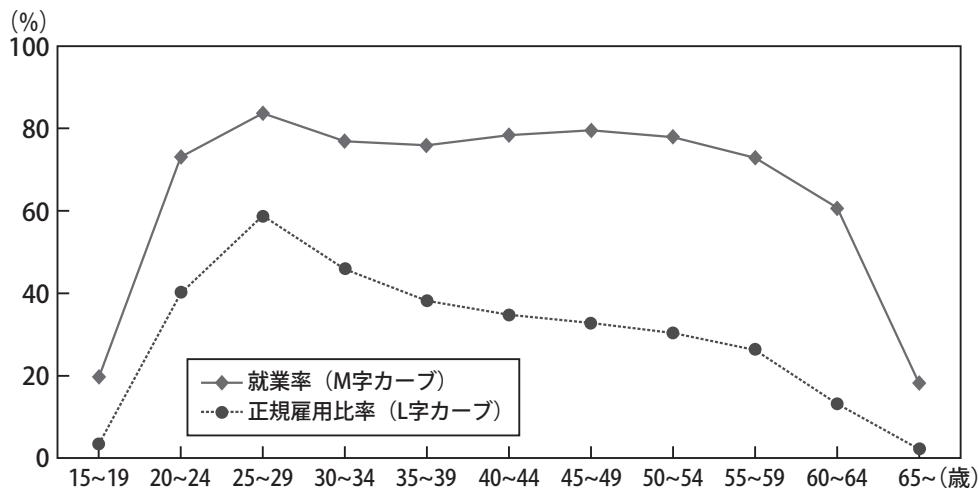
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」/「15歳以上人口」×100。

出所：内閣府男女共同参画局「女性活躍に関する基礎データ 令和4年7月19日」

設問2 図表2-2は、日本女性の生産年齢人口に対する労働力人口の割合を示す「就業率と正規雇用比率」を、5歳ごとの年齢階級別のグラフである。

図表2-2から読み取れることについて考察しなさい。(150字以内)

図表2-2 女性の年齢階級別就業率(M字カーブ) 令和3(2021)年
女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ) 令和3(2021)年



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

出所：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和4年度版」

設問3 設問1、設問2をふまえて女性就業に関する社会課題を指摘し、その解決策を考察しなさい。(300字以内)